

排水管の高圧洗浄の勧誘に注意！

料金 3,000 円のはずが数万円請求された！

<相談事例>

自宅の郵便受けに、「地域一斉排水管高圧洗浄キャンペーン」という投げ込みチラシが入っていた。役所からの委託かと思ったが、小さな字で「官公庁ではない」と書いてあった。しかし、費用は1カ所3,000円と安価だし、申込期限が迫っていたので、急いで申し込んだ。当日、「台所の排水管1カ所だけでよいが、本当に3,000円でよいのか？」と事業者を確認したら、「地域一斉にするので安くできます」と言われたのに、「この詰まりは通常の洗浄では無理だ」と言われ、「他の箇所も洗浄が必要だ」と作業され、請求は5万円にもなってしまった。
(80歳代女性)

<アドバイス>

●チラシに表示されている料金の条件や内容はよく確認しましょう。

「1カ所3,000円」等と大きく記載されていても、その金額は1カ所あたりの費用であることや、排水管の長さによって費用が異なるなど、費用に関する詳しい説明は小さな文字で記載されている場合が多くあります。チラシの内容は、しっかりと確認し、安さにつられて依頼しないよう気をつけましょう。

●事業者の説明をうのみにせず、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

必要のない契約をしてしまうと、それを機にさらなる点検や別の契約を勧誘されるケースもありますので、注意しましょう。

●トラブルになった場合は、消費生活センターに相談してください。

広告等で安価な価格を表示していても、実際の工事の際、正当な理由がないのに高額な料金を請求されたときは、クーリング・オフができる場合もあります。まずは消費生活センターに相談してみましょう。



北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん